3　相続人又は合併法人若しくは分割承継法人（それぞれ令第三十二条第二項各号に規定する相続人又は合併法人若しくは分割承継法人をいう。以下この項において同じ。）が法第四十一条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　相続人　当該相続人の戸籍の謄本その他のその適用を受けようとする者が当該相続人に該当することを証する書類

二　合併法人　当該合併法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が当該合併法人に該当することを証する書類

三　分割承継法人　当該分割承継法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が当該分割承継法人に該当することを証する書類並びに東日本大震災により被害を受けた船舶に係る事業に関して有する権利義務を当該分割承継法人が承継したことを当該分割承継法人に係る法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人及び当該分割承継法人が共同して証明する書類

4　令第三十二条第三項第二号ロに規定する証明は、法第四十一条第一項の規定の適用を受けようとする者の申請に基づき、その者が行う事業のうち主たるものを所管する主務大臣が、当該申請に係る船舶が同号ロに定める船舶に該当する旨を記載した書類により行うものとする。

5　前項の証明を受けようとする者は、その申請書に、その所有していた船舶の被災証明書類及び当該船舶に代わるものとして建造又は取得をした船舶の詳細を明らかにする書類を添付しなければならない。

6　法第四十一条第三項の規定の適用を受けようとする者は、その登録の申請書に、令第三十二条第四項において準用する同条第一項に規定する被災証明書類で東日本大震災によりその所有していた航空機に被害を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該航空機の定置場の記載があるものを添付しなければならない。

7　令第三十二条第四項において準用する同条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（東日本大震災により滅失した航空機又は東日本大震災により損壊したため取り壊した航空機（第九項において「滅失航空機等」という。）であることを明らかにするものに限る。）のうちいずれかの書類とする。

一　航空機登録原簿の謄本又は抄本で当該航空機の登録が抹消された事実を証するもの

二　当該航空機につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類

8　第三項の規定は、令第三十二条第四項において準用する同条第二項各号に規定する相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が法第四十一条第三項において準用する同条第一項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

9　令第三十二条第五項に規定する財務省令で定めるところにより明らかにされた航空機は、滅失航空機等に代わるものとして建造又は取得をした航空機の詳細を明らかにする書類がその登録の申請書に添付された航空機とする。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

**第二条**　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第七十一号を同表第七十四号とし、同表第四十三号から第七十号までを三号ずつ繰り下げ、同表第四十二号の次に次の三号を加える。

四十三　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）

四十四　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第二十九号）

四十五　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十九号）

## ○財務省令第二十一号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日

財務大臣　野田　佳彦

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青色申告書」の下に「（還付加算金」を「第三十七号」の下に「、第四十三号」を、「、青色申告書」の下に「、還付加算金」を加える。

別表一㈠の記載要領第1号中「別表五㈡まで及び別表五の二㈠付表二」を「別表六㈠まで」に改め、同第六号中「の規定」を「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定」に改め、同第八号を同第九号とし、同第七号中「第80条第６項」の次に「（震災特例法第15条第４項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第７項の」を削り、同号を同第八号とし、同第六号の次に次の一号を加える。

7　「所得税額等の還付金額(16)」の欄は、仮決算による中間申告をする場合において、震災特例法第16条第２項（仮決算の中間申告による所得税額の還付）の規定による還付を受けようとするときは、「(46)」の金額、別表六㈠「６の③」の金額又は別表七㈠「９の③」の外書の金額のうち、いずれか少ない金額を記載すること。

別表一㈡の記載要領に次の一号を加える。

10　「所得税額等の還付金額(42)」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　仮決算による中間申告により震災特例法第16条第２項の規定による還付を受けた法人が当該仮決算による中間申告に係る事業年度の確定申告をする場合には、別表六㈠「６の③」の内書の金額を「別表六㈠「６の③」」の金額から控除して計算すること。

(2)　震災特例法第24条第４項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）に規定する離脱法人が同項に規定する事業年度の確定申告をする場合には、同項に規定する所得税の額を「別表六㈠「６の③」」の金額から控除して計算すること。

別表一㈢の記載要領第六号中「の規定」を「又は震災特例法第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定」に改め、同第七号中「第80条第６項」の次に「（震災特例法第15条第４項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第７項の」を削る。

別表一㈣の記載要領第六号中「の規定」を「又は震災特例法第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定」に改め、同第七号中「第80条第６項」の次に「（震災特例法第15条第４項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第７項の」を削り、同号を同第八号とし、同第六号の次に次の一号を加える。

7　「所得税額等の還付金額(14)」の欄は、仮決算による中間申告をする場合において、震災特例法第16条第２項（仮決算の中間申告による所得税額の還付）の規定による還付を受けようとするときは、「(41)」の金額、別表六㈠「６の③」の金額又は別表七㈠「９の③」の外書の金額のうち、いずれか少ない金額を記載すること。